

介護職員の資質向上に  
積極的に取り組む

介護保険施設等を支援します！

対象期間

令和8年4月1日から  
令和9年3月31日まで

### 事業概要

対象事業者において、雇用する介護職員に介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を修了させた場合に、事業者が負担した研修受講料の一部を大阪府が支援します。



©2014 大阪府もずやん

### 補助金額

#### ○補助基準額

初任者研修

1人あたり上限

5万円

実務者研修

1人あたり上限

10万円

○補助金額：補助基準額（1施設あたり上限20万）×補助率（3/4）

### 対象となる要件

#### ○府内に所在する以下の施設を運営する法人であること

（以下の施設に併設されている場合は通所介護、訪問介護事業所等の施設も対象となります。）

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護医療院
- ・養護老人ホーム
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・介護老人保健施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・軽費老人ホーム

#### ○本事業と同趣旨の他事業による補助金等を受けていないこと

※その他詳細な要件については、うら面に記載の本事業ホームページに掲載する補助金交付要綱をご確認ください。

申請方法はうら面へ➡

# 申請の流れ

## ①受講する研修を決定

受講者本人と相談し、受講する研修及びスケジュールを決定してください。  
※介護職員として雇用されている職員が対象です。

## ②受講開始日の30日前までに大阪府へ 申請書類と事前着手届を提出

申請に必要な書類は本事業ホームページからダウンロードし、提出してください。  
交付決定前に受講料を支払う場合、事前着手届のご提出が必要になります。

## ③研修の受講～修了

研修スケジュールに沿って、職員に研修を受講させてください。  
なお、研修は年度内に修了する必要があります。

## ④研修修了後、30日以内に大阪府へ実績報告書類を提出

申請に必要な書類は本事業ホームページからダウンロードし、提出してください。  
提出書類の審査完了後、大阪府から補助金を交付します。

### 昨年度からの変更点

#### ○補助率の導入

・補助基準額に補助率(3/4)を乗じた額が補助金額となります。

#### ○提出方法の変更

・提出方法が郵送から大阪府行政オンラインによるデータ提出となります。

### お問い合わせ先

大阪府 福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課 人材確保グループ  
(住所) 大阪市中央区大手前2丁目 府庁別館8階  
(電話) TEL:06-6944-0286  
(ホームページ) [http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/jinzai/syurou\\_teichaku.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/jinzai/syurou_teichaku.html)